

令和6年度

工事監査報告書

R6ストックマネジメント更生工事

福生市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

第2 監査の対象

工事件名 : R6ストックマネジメント更生工事

所管部課 : 都市建設部 道路下水道課 (工事施工課)

総務部 契約管財課 (契約担当課)

第3 監査の期間

令和6年6月14日から令和7年1月31日まで

[説明聴取及び実地検査日 令和6年11月14日]

第4 監査の方法

監査に当たっては、工事関係書類の審査、工事担当職員及び工事関係者からの聴き取り調査及び現地調査の方法により実施した。

なお、工事に係る技術的事項の調査に関しては、「一般社団法人東京技術士会」に工事技術調査の業務を委託して実施した。

第5 監査の着眼点

工事の設計及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、次の点を監査の着眼点として実施した。

- 1 基本設計、実施設計は適正かつ合理的なものになっているか。
- 2 設計図書類 (図面、仕様書)、積算は適正かつ合理的、経済的なものになっているか。
- 3 契約事務の手續が適正に行われているか。
- 4 施工及び施工管理は適切に行われているか。
- 5 工事監理、工事監督は適正に行われているか。

第6 工事の概要

- | | | | |
|--------|------------------|----------|---|
| 1 工事件名 | R6ストックマネジメント更生工事 | | |
| 2 工事場所 | 福生市内 | | |
| 3 工事業種 | 下水道施設工事 | | |
| 4 工事内容 | 更生工法 | 2,496.4m | |
| | 修繕工法 | 57箇所 | |
| | 人孔部分修繕 | 38箇所 | |
| | 取付管更生 | 58箇所 | |
| | 取付管布設替え | 20箇所 | 外 |

- 5 工 期 令和6年5月31日から令和7年2月28日まで
- 6 入札方法 制限付一般競争入札
- 7 請負金額 239,800,000円（消費税含む。）
- 8 請負業者 管清工業株式会社 西東京営業所
- 9 設 計 者 株式会社コーセツコンサルタント 東京営業所

第7 監査の結果

監査の対象とした「R6ストックマネジメント更生工事」の計画、設計、積算、契約、施工状況等について、「一般社団法人 東京技術士会」の技術士とともに、書類審査、実地調査等により、各着眼点に基づき監査を行ったところ、おおむね適正に執行され、工事監理についても適切に実施されていると認められた。

なお、一部に改善を要すると思われる事項が見受けられたため、次のとおり記述する。

意見・要望等

(1) 提出書類について

管きよ更生工法における特記仕様書第4章第2現場体制に下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）の配置が明記されているが、施工計画書に該当資格者の名簿がなく資格証の提示もされていなかった。実際には配置されていたようではあるが、相互の確認ミスは免れないと言える。提出された書類にある、手順に沿った調査・設計・施工が行われるよう要望する。

(2) 工事監理について

関係者間の打ち合わせ及びその記録が不十分と思われる。本工事は現段階で順調に施工され、大きな問題は発生していない。しかしながら、道路上での工事ではどのような事態が発生しないとも限らない。

発注者と施工者間の協議・打合せは密に行われるべきである。できれば対面による意思疎通が望まれる。それは措くとしても、両者確認の記録は残されるべきものとする。例えば、監督員が現場を見て気づいたことを指示書ではなく、口頭であったとしても何らかの記録を残すことは重要である。これは監督員の日報でもよい、前例では野帳に記録したことが証拠として採用された例がある。

順調な時は問題とならないが、問題が発生した時を考慮して、会議記録、打合せ記録は文書で残されるよう要望する。